

首座考

——その位置づけの変遷——

尾崎 正善

はじめに

禪宗叢林においては種々の配役がある。中でも首座は、修行僧において大変重要な位である。「第一座・首職・首衆・表率・版首・板首・版元・禪床元職・禪頭・江湖頭・立職」など様々に呼称されるが、これらの呼称を見ても明らかのように、叢林における「首位」、西班（頭首位）の「頭」として、修行僧の先頭に立ち日々の修行を牽引する立場の配役である。

こうした重要な配役であるが、現行の曹洞宗と臨済宗の制度では大きく異なる。では、そのような相違は初期の頃から存在したのか、またどのような過程の結果現在の位置づけへと変化したのか。中世の清規史料、さらに多くの僧伝史料を読む上で、現行僧堂における役割や位置づけを前提として解釈することは大きな過ちであることに気付いた。本論では、現在とは異なる首座任命の条件や時代ごとの位置づけの変化、さらに現行の曹洞宗と臨済宗の相違に至る過程、禪宗役職名の多義性を明らかにしてみたい。

なお、預め確認しておきたいのは、「首座」は修行僧の第一座に当たるので僧堂の首位に坐る。曾て僧堂は重雲堂であったので、前堂首座・後堂首座がいた。現在、曹洞宗では「後堂」が配役として重要な位にある。さらに、立僧

首座・名徳首座という配役もある。首座を僧階の呼称では、上座・座元と呼ぶが、これも曹洞宗と臨済宗では同一僧階としていない。このような呼称に関する差違、多様性も前提として頂きたい。

一、首座とは何か

最初に首座とは何か、簡単に確認しておく。まず、『大宋僧史略』巻中「講經論首座」(T54.244b)によると、首座は「上座」と同義で、一座の首位に座して衆の手本の成るべき修行僧とされ、元来は儒仏道、三教の上首として補せられたのが最初とされる。時代が下ると、禪宗独自の配役として使用されるようになった。

禪宗における定義は、『禪苑清規』巻三・四に記される配役、「知事」と「頭首」に示される。知事位(東序・東班)とは、監院・維那・典座・直歳であり、頭首位(西序・西班)とは、首座・書状・藏主・知客・庫頭・浴主である。現在では、六知事・六頭首と呼ばれるが、時代ごとに名称・配役数は異なる。ここではその詳細は述べないが、首座が「頭首位」のトップで有ることだけを確認しておく。

『禪苑清規』巻三「首座」には、以下の様にある。

首座の職は、衆僧に表儀して非法を拳正す。堂中の座位・衣單、掛鉢・展鉢、喫粥・喫飯、或いは茶、或いは湯、皆な須らく低細齊整なるべし。凡そ是れ堂中一切、不如法の事、粥前に於て軟語を以て衆に白す。(元漢文)¹⁾

ここに示されるように、首座は、坐位から展鉢・喫茶の諸注意を行うこと、さらに放參の作法について記すなど、僧堂内の一切について常に第一座としてその職に務むべきことを定めている。

こうした首座の職分・重要性については、『備用清規』巻七「前堂」(Z112.54d)・『勅修清規』巻四「両序章第六」西序頭首「前堂首座」(T48.1130c)等に確認できる。また、『入衆須知』・『校定清規』は「首座」の項を立てないが、

西序の第一位として重要視され、様々な法要・進退にその名が記され。

また、「立僧首座・名徳首座」という現在では馴染みの無い首座も定められている。これらの「首座」の配役・位置づけが現在に大きな影響を与えているであろう事は、後に述べる。

灯史の事例に関しては一々を挙げないが、『祖堂集』・『景德伝燈録』に確認でき、禪宗初期の段階から重要な配役であったことは間違えない。

日本においても禪宗で重要な配役とされるが、他宗での使用例は管見の限り確認できない。『本朝高僧伝』における、禪宗以外の唯一の例は、泉涌寺俊苒（1166—1227）の弟子湛海（生没年未詳）伝に「俊苒の室に入て東山の首座たり」とあるのみである。これは俊苒が、禪宗の影響を受けていたことが再確認できる事例と言える。

二、現在の首座の位置づけ

次に現行の曹洞宗・臨済宗における「首座」の位置づけ、役割について確認しておく。

現在曹洞宗の住職で、首座を経験したことのない者はいない。それは、住職となるためには嗣法と転衣（瑞世）が必須であり、さらにその前段階として首座を務めることが求められているからである。曹洞宗における僧侶としての法階及びそれに伴う儀式は、以下のようである。

①上座（得度）、②座元（立身・立職〔首座〕）、③和尚（嗣法・転衣・瑞世）、④大和尚（結制安居〔上堂・秉仏〕）
曹洞宗では、「座元」になるために必ず「首座」を務める。

なお、僧堂での修行は、得度後であれば立身の前でも後でも構わない。一寺の住職に成るには、嗣法・転衣・瑞世の後、「教師補任」を受けて住職に任命される。^③

さて、住職就任式である晋山式に際して、江湖会（結制安居）を行う場合が多い。（正式には、和尚から大和尚になる時に行くものなので、晋山式と別に行う場合もある）そのため晋山結制と呼ばれるのであるが、その結制に当たっては必ず首座を立て、法戦式を行わなければならない。この結制における首座は、儀礼上の配役という意味合いだが、その重要性は伝統的な制中における首座の位に外ならない。このように必ず「首座」を立てるので、必然的に全ての曹洞宗僧侶が首座を経験することとなる。

専門僧堂においては、夏冬の結制（安居中）における第一座として首座の任にあたる修行僧を立てる。この場合は、百日禁足のあいだ伝統的な首座位に準じ、叢林の代表として修行僧達の先頭に立ち、全ての行事・法要・作務等に率先して当たる。

この首座について重要な点は、生涯一度しか務めることが出来ないことである。現在曹洞宗では、三師といって三人の師を重要視する。その三師とは、「受業師⇨得度の師・法幢師⇨首座を務めた時の師、嗣法師⇨伝法の師」の三人である。

この三師を重視することから分かるように、得度・嗣法と同様、「首座」を複数回行うことは出来ない。余談ではあるが現在曹洞宗では、首座のなり手がいないため、結制が行えないという問題が生じている。このように首座は、曹洞宗僧侶にとって重要な配役、段階なのである。

これに対して臨済宗では、どのようであるうか。結論を述べるならば、首座は重視されず、大規模な法要の配役・差定でも、配役上もその任にあたる僧侶はいないようである。^④

妙心寺派において「首座」はどのような位置づけであるかという点、法階の一つに過ぎない。

【妙心寺派法階】

特住・歴住・再住・前住・住持・準住・東堂・西堂・塔主・前堂・首座・藏主・知客・沙弥

「首座」は、道場に掛搭せずとも、得度して法階に入つて三年を経ると取得することができる八等教師職であり、ほとんどの妙心寺派僧は取得したことがない法階である。この法階では、紫衣を着用できない。道場に入門する時は、藏主・知客・沙弥であることがほとんどであり、現在では僧堂修行を経て、「前堂職」を取得し、その後法階を上げてゆくようである。

ここで注目しておきたいのは、「知客・藏主」を経、さらに「首座」を経て「前堂職」を取得するという点である。この法階の上がり方、及び「前堂職」を「首座」と位置づけないとすることは、後に論ずることとする。

では建長寺派においてはどうかであろうか。

【建長寺派法階】

特住・歴住・再住・前住・住山・準住・東堂・西堂・座元・首座・藏主・侍者・沙弥

建長寺派においても、僧堂での修行の期間及び建長寺派僧侶としての法務においても、「首座」を使用することは無いようである。

さらに規則では、「(建長寺派)僧侶は、座元職以上を師位、首座以下を師補とする」「僧侶は、座元職以上で転版を修行した者でなければ仏事法要等の師位に立つことはできない」とあり、「首座職」は、仏事法要を執り行うことすらできない低い法階にすぎない。

以上、首座の現状について縷々述べてきたが、これは本論の前提を示す為である。こうした両宗の現状を踏まえた上で過去の史料、首座の位置づけを確認して行きたい。

三・首座の位置づけと任命条件

首座の位置づけと任命の多様性、その変化を確認してみたい。

まず、清規資料上では、『禪苑清規』の記載が初出であるが、これに関しては先に述べたので、ここでは触れない。

① 一般的な昇階

玉村竹二『五山禅僧伝記集成』⁵⁾に記す禅者の役職の段階として一般的なものは、藏主・後堂首座(第二座)・前堂首座(第一座)・住持という昇任である。これは、夢巖祖心(p652上)に「藏主の位より、拔擢され、書記・首座の位を経ずして東福寺に住した」と指摘していることから分かる。また、「用語解説・法階」(p740)においても詳しく述べている。この昇任過程は、先に示した現行妙心寺派での法階と同様とみることができよう。

このような経歴を記した事例は、観中中諦(p65下)、岐陽方秀(p70下)・季弘大寂(p73下)・空谷明應(p138下)・江心龍岷(p220上)・瑞巖龍惺(p340上)・大道一以(p428下)・鐵舟德濟(p473下)・別源圓旨(p586上)など九名確認で生きた。

他に藏主が記録されない事例が子璞周璋(p250上)・心田清播(p333下)・太清宗渭(p399上)・大拙祖能(p418下)・天祥一麟(p486下)・友峰等益(p683上)など六名、後堂が記録されない事例が起山師振(p278上)・玉林昌旒(p116上)・景甫寿陵(p149上)・月篷圓月(p166上)・約翁徳儉(p686上)など五名いる。以上、藏主・後堂の段階が不明な禅者を含め、典型的事例が合計二十名確認できる。

観中中諦伝には、「円覚寺に掛籍して、藏主を司ったが、(中略)大林善育の会下に書記に任せられ、秉私を勤めた。のちに再び天竜寺に転籍し、後堂首座に昇任したが、(中略)夢窓疎石の三十三年忌に際し、前堂首座に擢んでられ

とある。

こうした昇階が一般的な禪者の経歴と思われる。

② 出世後の首座任命

次に、出世後（住持後）に首座を務めることも可能であったことを確認したい。

『大鑑清規』「坐禪」には以下のようにある。

毎日粥罷、堂司行者は先ず首座に復し、僧堂前・衆寮前に、坐禪牌を掛け衆に報ず。（中略）首座寮前の板を鳴らすこと三下。初下は首座出門、二下は約半途、三下して將に僧堂門に入らんとす。入堂し焼香、巡堂一匝。

下間自り上間に至り、被位に帰す。首座、曾て出世せば、上間に先んじて住持と同じと謂うは、非法なり。⁶⁾

「首座、曾て出世せば（出世＝住持職）」とあるがごとく、出世後の首座任命は当然のことであったようである。該当箇所に関しては、先行する『校定清規』下「三、坐禪坐堂放參」(Z112.16d)・『備用清規』「坐禪」(Z112.34c)にも確認できる。

また首座が曾て出世していたという前提における注意が、『大鑑清規』「大放參」にも確認できる。

喝食行者、中に問訊して長聲に喝して云わく、「放參」と。堂前の鐘を鳴らすこと三下、大衆は首座に和南す。

曾て出世するときは、則ち先ず地に下りて門を出す。次に住持出堂、頭首出堂、衆僧、各おの全単を出す。⁷⁾

これも同様に『備用清規』「坐參」(Z112.35a)にある。因みにこの該当箇所は、『校定清規』にはない。

以上、首座が曾て出世していた場合を想定した『大鑑清規』の記述二箇所を指摘した。

また、『校定清規』の別項目にも同様の内容が確認できる。

『校定清規』下「六、聖節啓建満散」

有る処、西堂は首座の前に出ずるあり。或は謂く、首座、未だ出世せざる人は、則ち西堂は前に出ずるあり。

(首座) 出世人は、則ち西堂は後に出ずるあり。(Z112.18b)

時代は下るが、『勅修清規』にも別項目に確認できる。

『勅修百丈清規』巻四「両序章第六・両序出班上香」(T481.36b)

立班の西堂有らば、当に先ず上香すべし。或は謂く、首座、已に出世にするも、当に先ず上香するは非なり。蓋し必ず都寺と同じく出班上故なり。

この箇所に関して無著道忠は、『勅修百丈清規左觸』において次のように述べている。

△或謂首座已出世 古解に曰く。言は、一回、他山に出世し、今、此の山に來つて、西堂と為す者と雖も、若し却來して首座と為るとも、則ち亦た只だ是れ首座のみ。故に西序の先に在るべからず。須く都寺と対出して上香すべし。立班の西堂の先んじ上香するに例すべからず。⁸⁾

このように、一度他山の住持職(出世)を務めた僧でも、再び首座位に就いて僧堂の首位に立つて修行弁道するところが想定されていた。これを受けて、無著道忠は、『禪林象器箋』「第七類・職位門」に「却來首座」という項目を立てている。

大方の尊宿なりと雖も、若し住持、能く礼を以て之に致せば、亦た請して此の職(前堂首座)に充つ。之を位を退いて人の為にすと謂う。⁹⁾

この項目では、『勅修清規』巻四「両序章第六・西序頭首」(T481.30c)を引用して説明を行っている。

以上、清規資料には、他山の住持職(出世)を務めた後に再び首座位に就いて修行弁道することが想定されていた。『五山禪僧伝記集成』に確認すると、そのような記述が、以下の五名にある。

高山慈照 (p225 上)・中巖円月 (p446 下)・東海竺源 (p500 上)・芳庭法菊 (p595 上)・蘭洲良芳 (p704 上)

具体的な事例として中巖円月(1300—1375)伝を以下に記す。

「八月、東明が建長寺住持になったので、随侍して同寺に移り、初めて後堂首座に就任した（p446下）。淨智寺の竺仙梵僊が、旧交の厚き故を以て、同寺の前堂首座に帰せしめた（p447上）。上野利根の吉祥寺が落成したので、この年（曆応二年）十二月三日は、大友貞宗の七周忌にも相当するので〔吉祥寺開山〕（p447下）。翌貞和元年（一三四五）、四十六歳、嵩山居中の請により、建長寺の前堂首座を掌ったが（p449下）。翌五年（一三四九）三月、五十歳、再び吉祥寺を辞して、鎌倉に上り、寿福寺住持全提志令の請により、同寺に前堂首座に就任し（p451上）。秋には又利根に帰った。翌觀応二年（一三五二）正月、全提志令に次いで寿福寺に住した明岩正因の請に応じ、同寺に前堂首座に就任、結制（四月十五日）には、再び秉私を勤め（p451下）」

以上のように、吉祥寺の開山（住持）を務めた後、建長寺・寿福寺（二回）の前堂首座を務めている。

③首座を複数回務めた例（後堂首座を複数回務めた事例も含む）

先の中巖・東海も含め、複数回首座を務めた事例を『五山禪僧伝記集成』には一五名確認できる。

鏡湖以宗（p106上）・月堂宗規（p163上）・乾峰士曇（p169上）・古源邵元（p193下）・在先希讓（p233下）・秋澗道泉（p284下）・清拙正澄（p354上）・雙峰宗源（p388上）・中巖円月（p446下）・東海竺源（p500上）・東漸健易（p507上）・南山士雲（p532上）・平心處齊（p579下）・明極楚俊（p617上）・無極志玄（p634上）

この内、清拙正澄・明極楚俊の二名は中国僧である。

清拙正澄伝には、「二十三歳、浙江に入り、淨慈寺に愚極智慧に参じ、翌年首座となって沢木寮に居り、二十七歳、愚極が示寂し継席した方山文寶に引続き参じ、その会下に於て藏主を司らしめられた。（中略）その〔虚谷希陵〕会下に於て前堂首座を勤めた。（中略）その〔晦機元照〕会下に、また前堂首座を勤めた」とある。

また、玉村氏は取り上げていないが、元菴普寧伝にも、「靈隱・天童、皆な第一座に居す」とある。¹⁰⁾

このように中国叢林においては前堂首座を複数回経験することが、認められていた。元菴・清拙の日本での活躍・

影響を考慮すると、こうした配役の在り方が当初の日本叢林において受容されていたことが想定される。

④法階（肩書）としての首座 — 前堂首座・後堂首座以外の首座

現在の曹洞宗では、首座は「配役」として一時的なもの、さらに制中において一人である、という認識がある。しかし、その初期の段階から「立僧首座」「名徳首座」という配役があり、それが「法階」のように終生その位に留まり続けるという捉え方へと移行した考えられる。

まず、「立僧首座」は、住持布教補助のため、正式の首座以外に首座を立てることで、『禪苑清規』卷二「請知事」には、「此れ、曾て住院の尊宿及び立僧首座を請するなり」とある。さらに『備用清規』卷六（Z11249a）・『勅修清規』卷四（T481133c）に「請立僧首座」という項目がある。そこには「普説入室の牌を呈納す」とあり、立僧首座が普説を行うことが示される。

また、『瑩山清規』「月中行事」一日の項には、

朔望の陞座（上堂）の如きは、祝聖を闕如すべからず。故に若し主人病患、他遊あらば、首座、代りて拈香陞座す。首座陞座の時は、堂頭侍者、奉香し焼香すること主人の如し。但し、維那、之を請する而已、主人に代わらるが故に。四節秉扨の首座の如きは、両班・大衆に向かいて問訊せず。然れども尊重ならざる首座は代わらざるなり。立僧首座及び退院長老等の首座に充職の時、主人、之に命じて、陞座せしむるなり。⁽¹³⁾

とあり、立僧首座を住持に替わって陞座させる旨を定めている。

次に「名徳首座」は、前堂首座の中でも、有徳の者を選出・任命するもので、この配役に関しても、『備用清規』卷六（Z11249c）・『勅修清規』卷四（T481133c）に「請名徳首座」が立項されている。

『瑩山清規』「月中行事」一日の項には、

名徳首座及び尊宿の堂に在るが如きは、侍者、主人の坐具を請して行礼す。是れ愷重の儀なり。⁽¹⁴⁾

と、名徳首座への対応を記す。これは、名徳首座が一般的であったことを示唆する。

次に首座位に留まった事例を『五山禪僧伝記集成』に確認する。そのような記述が、以下の五名にある。

以亨得謙 (p19 下)・華屋宗嚴 (p56 上)・曇仲道芳 (p527 下)・南江宗沆 (p530 下)・柏庭清祖 (p559 下)

* 以亨得謙・曇仲道芳・南江宗沆の三名は「後堂首座」に留まった事例

以亨得謙伝には、「同寺〔南禪寺〕に藏主を司り(中略)、建長寺に石室善玖会下にまた藏主を司り(中略)、何時の頃か書記に昇任された。(中略)円覚寺に移って、後堂首座に昇進し、再び建長寺嬾雲軒に移ったが、終生首座の位に留まり、官寺に出住せず」とある。

これは、「首座」が江湖会(結制)における第一座、その期間限定の配役で無く、法階として終生使用され、肩書として使用されるようになったと考えられる。

さて、伊藤幸司『中世日本の外交と禪宗』⁽¹⁵⁾に、文明期(1469—86)における遣明船と禪宗の関係を明らかにするに当たって、「取籠首座」の分析を行っている。取籠は、兄である甘露寺親長の『親長卿記』に文明六年・八年・十八年に「龍首座」と記載され、さらに『蔭涼軒日録』文明十八年にも「龍首座」と記されている。これは、西班としての「首座」、配役上の「首座」ではなく、「法階・肩書」としての「首座位」と見るべきであろう。こうした見方が可能なもの、先の事例にも見られるように、立僧首座や名徳首座の位に任ぜられたり、終生首座の位に留まる僧が存在したことからも推測出来る。住職としての和尚・大和尚で無く、単なる出家者の上座の肩書でも無い、「首座位」が一定の法階として認められるようになったと考えられる。

こうした事例としては、『雲頂庵文書』441号「文亀元辛酉(1501)の資料に「省輔首座・省但首座」⁽¹⁶⁾と連名の記述の記述が確認できる。

また、中世清規資料の「列拜位之図」「方丈茶図」「山門配図」等には、前堂首座・後堂首座と明記されず首座が二

名の場合が多数確認できる。⁽¹⁷⁾ さらに、前堂首座・後堂首座以外の首座と思われる、四名の首座が記される事例がある。これらは、「立僧首座」「名徳首座」の位にあった者が、そのまま首座位を呼称し続けたと思われる。

また、時代は下るが江戸期の臨済僧の伝記にも首座の呼称が確認できる。⁽¹⁹⁾

『続禅林僧宝伝』第一輯・卷中、玉洲祖億（1688—1769）伝には、「浪華に赴き、長田の俊首座に請益す」（p440）「時に衆寮、第一位は真首座、第二位は鞋首座、第三位は諸首座なり」（p441）とある。⁽²⁰⁾

さらに、建長寺関係の位牌に「首座禪師」「前堂」等の位階が、多数確認できる。その用例は多数なので、一々を指摘しないがこれは江戸期「首座位」が一般的であったことを示していよう。他の臨済宗寺院では如何であろうか。

さらに、曹洞宗の回向文、朝課諷経「祠堂諷経」は、以下の様に定める。

集むる所の功德は、某和尚・某首座・某上座・当山亡僧法界亡僧伽等各々品位、当寺開基何々、万国殉難者諸精靈——以下、檀那先亡云々——、当寺結縁祠堂の檀那、合山清衆の六親眷属七世の父母、法界の含識に回向す、⁽²¹⁾

本来は、「某座元」でなければならぬはずであるが、「首座」を用いている。

四、首座への参学（嗣法師・受業師）——『住山記』の事例——

前項で「④法階（肩書）」としての首座」を確認したが、さらに首座の位に付いたならば住持職同様、弟子を取り法を授けることが可能であった事例を確認してみたい。

まずその事例として、『本朝高僧伝』卷四十四・月舟寿桂（1470—1533）伝に「正中首座に嗣法す。中は古先元公に嗣ぐ、元は元に入りて中峰和尚に嗣ぐ」とある。⁽²²⁾

寿桂は近江磯野の楞嚴寺に居す正中祥瑞の法を嗣いだのであるが、正中の伝が詳らかでないが故に、此処にあえて

古先印元(1295—1374)からの嗣法、法系の正しさを記しているのではなからうか。いずれにせよ「首座」からの嗣法例が確認できる。

曹洞宗で述べるならば、総持寺の輪住僧を記録した『住山記』⁽²³⁾にも、首座からの嗣法例が確認できる。この点に關しても現在の制度からは、不自然に感じる。

『住山記』における首座からの嗣法事例は、「七二世・春谷宗範・永享021119・受業師了堂・嗣法師阿轍首座」から、八九世一溪宗源牌、二四七世盛大徳、三五三世東陽旭、三八八世別山財、五七二世無伽珠、七七一世明岩透、九二〇世久庵永、一二六三世悦堂、そして「一七一三世・喜雲慶・天正081216・受業師善超・嗣法師全珍首座」までの十例である。五万一千人の中、僅か十例、それも天正八年(1580)までの限定的・少数の事例ではあるが、首座からの嗣法が確認できる。

なお、三五三世東陽旭、七七一世明岩透、九二〇世久庵永の三名は受業師も首座である。その他、西堂・監寺・都寺・藏主・知客・書記などの事例もあるが、多くの肩書は「和尚」である。

『住山記』の受業師の事例は、「三六三世夫岩樵・明応050206・受業師智光首座・嗣法師海闍和尚」から、三六八世大意的、三七一世利沙益、五五三世天叔綱、七七二世天尊祐、九七九世鳳岩舜、一一三八世妙山祖春、一一四七世下胤誕、一二〇六世秀岩田、一九九八世如月印、二一七四世大翁碩、二二一三世天興金、一九一一九世叙光、そして「二七二八三世・寛峰・安永030809・受業師寛道首座・嗣法師大方」の十四例と先程の重複する三例を加え、十七例が確認できる。

こちらも数の上では大変少数の事例と言えるが、安永三年(1774)とていう江戸中期まで確認できることは、注目すべきであろう。

また、受業師・嗣法師ではないが、『近世禅林僧宝伝』巻中、行応支節(1756—1831)伝には、「福高の鶴首座に投

じて、出世門を学修すること二年余」(D76)とあり、面山瑞方(1683—1769)伝には、「元禄十二年己卯 此秋、妙心派鎮興寺睦首座に至り、詩の添削を承る」と、妙心派睦首座への参学が記録されている。⁽²⁴⁾

いずれにせよ、現在のように単なる修行僧の「第一座」とは大きく異なり、参学、受業、嗣法も可能な法階と位置づけられていたのである。

五、江戸期法度にみる両派の相違 — 現行の両派の儀礼相違に関連して —

現在の両派の相違が生ずる要因を江戸期の法度に見ることが出来る。その点を確認して行きたい。

① 曹洞宗

まず、曹洞宗では、首座(江湖頭)の重要性が「曹洞宗法度」の冒頭の二条に見られる。⁽²⁵⁾

一、三十年の修行成就の僧にあらざれば、法幢を立てる可からずの事(住職資格)

一、廿年の修行を遂げざる者は、江湖頭を致す可からざる事(江湖頭(首座)条件)

これは、出家(得度)の後、二十年の修行を経なければ江湖頭(首座)になれず、その後五年を経て瑞世(転衣)した後、始めて法幢を立てる(住職)ことが許されるという法令である。この実際の運用については疑問があるが、ここに首座の明確な位置付け、首座(江湖頭)の重視と転衣に到る規程が定められる。

重複するが、「曹洞宗出家成立最初より永平寺へ転昇迄之次第」(享和元辛酉年(1801))には、以下の様に定める。

一、江湖へ初て罷出候年より法臘二十年修行を経て江湖頭仕候、是を長老首座と相唱申候。⁽²⁷⁾

長老首座になると「平僧地」の住持になれる。⁽²⁸⁾平僧地とは、常法幢地・片法幢地・随意会地・法地並寺・平僧地という、寺院区分の中では最低ではあるが、首座であることは必須であったといえる。

そのため、もし結制において首座を務めることが出来なければ、總持寺において公文銭を納めて首座位を得ていた。栗山泰音『總持寺史』には次の様に述べている。

「總持寺に於ける公文の種類は転衣公文、再公文、涅槃公文、首座公文の四種であつて、その官金にも判形にも、みな一定の定額と規式がある。今その要約を示せば左の如くである。(中略)

首座公文ニハ紫印并總持寺一判也但平僧山居公文ナリ有命之内請ル官金一兩之内一步維那取ル(總持寺由来)(中略)首座公文は未立職の平僧が首座位を得るいはゆるの山居公文である。⁽²⁹⁾

この山居公文の記録は、一部ではあるが總持寺祖院に所蔵されている。⁽³⁰⁾このように、現在の法階と同様「首座位」を得ることは重要なことで対価を払って取得していた。

また、岩手正法寺には『夏冬首座記帳』という、明和二年(1765)から明治四年(1871)まで夏安居・冬安居の首座二百十三名の名簿、百二十年間にわたる記録が残されている。⁽³¹⁾これは、正法寺が明和二年「常恒会地」となったことに依る。常恒会地とは、結制を行うことの認可の種別、三法幢地(常恒会地・片法幢地・随意会地)の第一で、毎年夏冬に結制を営むことが許された。正法寺は、明和二年に漸く認可を得るのである。

結制の際には首座を立てるが、その首座は正法寺僧堂内の僧侶ではなく、地元寺院をはじめ遠く東海・中国、さらに九州地方からも首座を招聘している。こうしたことが行われたのは、常恒会地として認められ毎年夏冬に結制安居をおこなわなければならなかった正法寺の立場と、将来住職になるには立職(首座)する必要がある僧侶の希望が合致したものと思われる。

いずれにせよ、江戸期法度に規定される首座位の重要性は、その後曹洞宗の伝統となり現在に至っている。さらに、首座の重視は、乗弘から「法戦式」への儀礼の変化も生じさせた。

② 臨濟宗

これに対して、臨済宗の法度においては、以下の様に「秉払」を重視している。

「五山十刹諸山之諸法度」第二條⁽³²⁾

一、秉払は、叢林の典章にして、出世の初歩なり。近年、猥りに無払の帖を申し下しに依り、秉払、既に退転に及ばんと欲す。向後に於ては、無払の帖、堅く停止せしむる事

「妙心寺法度」第二條⁽³³⁾

一、參禪修行は、善知識に就いて三十年綿密工夫を費やし、千七百則の話頭を了畢の上、諸老門を遍歴し、普く請益を遂げ、真諦俗諦を成就すべし。出世衆望の時、諸知識の連署を以て、言上せらる者は、開堂入院を許可すべし。(以下略)

以上、出世の前提として秉払を行うこと、また三十年の修行とその間に千七百則の話頭を了畢すべき事等が確認できるが、これは曹洞宗とは大きく異なる。

さて、秉払とは、首座(第一座)に就任した時は住持に替わって払子を乗ることで、上堂して問答を行うことである。『大鑑清規』「秉拂」には、

住持前に往き問訊、登座して焼香一炷。左手に上香、問訊。払を渡して側わらに立つ。秉払人、索話、問答了つて、提綱、自叙、謝語。次に方丈小參の公案を拏し、拈頌す。畢つて下座。住持前に問訊して、元の位に復す⁽³⁴⁾。とある。索話とは、垂語・垂示のことで、これは同じ『大鑑清規』「開堂祝聖」に次の様にあることから明らかである。

當晚小參、礼は四節と同じ。垂語・問答・提綱・叙謝なり⁽³⁵⁾

以上、江戸期の法度に見られる曹洞宗と臨済宗の相違について確認したが、これがどのように現在の儀礼に関連して行くか、次項で見て行きたい。

6. 法階昇進の儀礼

① 乗払（上堂）

首座へと法階が昇進する段階で、どのような儀礼を行うか。ここでは、乗払を行うのであるが、その前提としての上堂を簡単に確認しておく。上堂は、禪宗における説法の形態である。「普説・請益・示衆・小參」など様々に呼称され、その形式も種々確認できるが、いずれにせよ伝統的に弟子の教化のため、禪風挙揚のため大変重要視されてきた。道元禪師の『永平広録』は、上堂の記録でありその重要性和後世への影響は、改めて述べるまでも無い。

次に乗払は、首座に就任した時、住持に替わって上堂し説法することである。『正法眼蔵随聞記』巻五には以下のように記す。

嘉禎二年臘月除夜、始テ懷焚ヲ興聖寺ノ首座ニ請ズ。即チ小參ノ次デ、乗払ヲ請フ、初テ首座ヲ任ズ。即チ興聖寺最初ノ首座ナリ。小參ニ云ク、宗門ノ仏法伝来ノ事、(中略) 初テ首座ヲ請ジ、今日初テ乗払ヲオコナハシム。衆ノスクナキハ、ハバカルコト莫シ。(中略) 新首座、非器也ト卑下スルコトナク、洞山ノ麻三斤ヲ挙揚シテ、同衆ニ示スベシト云テ、座ヲオリ、再ビ鼓ヲ鳴シテ首座乗払ス。是、興聖最初ノ乗払也。焚公、三十九ノ年也。⁽³⁶⁾

このように首座の位に就いたならば乗払を行うのであるが、それは時代と共に変化してきた。曹洞宗の事例として、面山瑞方の『僧堂清規行法鈔』巻六「乗払考訂」を挙げておく。

諸清規ノ四節乗払ニハ、前堂、後堂、書記、東藏、西藏ノ五頭首ガ、一時次第ニ乗払ス。⁽³⁷⁾

このように、前堂首座は、四節上堂においても乗払していたのであるが、時代と共にその状況が変化してきた。それは、首座の実情に合わせて乗払の形式化が図られたのである。どのような昇進儀礼を行うか、曹洞宗・臨濟宗共に、

新たな形式を摸索したのである。

②法戦式（曹洞宗）

冒頭に述べたように現在曹洞宗では、首座を任命し「法戦式」行う。その成立過程については、すでに論じているので、その概略だけ述べることとする。⁽³⁸⁾

現行の法戦式が定型化したのは、『明治校訂洞上行持軌範』（明治二二年）からである。その前提となる江戸期の儀礼・用例を集め、新たに定めた旨がそこには記される。

已上僧規ノ説ニ基キ今時ノ首座法問ノ式ヲ乗払法ニ改正セント欲スレドモ乗払ハ須彌座ニ據テ問答提綱謝語等
上堂ニ異ナラス、乗払ノ人須彌ノ法座ニ據リ住持ハ其側ニ居ス謂ハユル分座ノ面目ナレドモ到底今時ノ首座ニ適
セサルユヘ法問ノ行式ハ其ノ是非ヲ問ハス、全分慣習法ニ依テ本文ノ行式ヲ確定ス。（巻中・三三二丁右）

按スルニ今時法問拏唱ノ体裁ハ是亦何レノ世、誰レノ創始ナルヲ知ラス。惟フニ古時ノ乗払請益ノ法一変シテ
夜話法話トナリ、再変シテ今時法問ノ体裁ト成リタルカ。然レドモ本則ニ就テ一ノ説破ヲ拏スレハ互ニ其ノ宗乘
ヲ練磨研究スルニ一不審二不審等ノ定則ヲ設ケタルハ中古有力ノ尊宿、之ヲ首唱セシモノナラン。古語ニ謂ハユ
ル名行ノ尊宿一拏スレハ四海一律ナルモノカタトヒ古時ノ話頭ニ異ナルトモ其体裁ヲ改正セス、一二之ヲ遵守シ
テ可ナリ。（同右）

細かな次第は割愛するが、現行の法戦式は、上堂（須弥座）ではなく「大間」内で行われる。従来の乗払から法戦式へ、その形式は大きく変化したと言える。

また、現行の法戦式では、問答を必ず行うが江戸期の記録には、問答（商量）を行わなかった事例も確認できる。これは、臨濟宗における「垂示式」にも通じると思われる。

『太平山諸寮日看』（明和九年（1772））

上殿シテ三拝ノ後座ニ就ク、方丈和尚侍者ヲシテ三宝ニ本則ト竹篋トヲ送ル、首座頂戴シテ本則ヲ挙ス。了
 テ開口ヲ唱フ、コノ内首座右之三寶ヲ方丈ノ前ニ持參シ、退ヒテ速礼三拝シテ位ニカヘル、侍香等又竹篋ヲ持
 シ来テ渡ス、コノ時商量アリ、或ハナシ、方丈ヨリ不審ノ事ヲ告ラル、首座低頭シテ受ク、⁽³⁹⁾

以上、曹洞宗の法戦式成立過程を述べたが、最後に曹洞宗では現在でも「上堂」を行う。それは住職就任式である
 晋山上堂で、これにより和尚から大和尚になる。

③垂示式―妙心寺派・大徳寺派・円覚寺派

妙心寺派・大徳寺派では、法階上「前堂職」に上がる時「垂示式」を行う。円覚寺派では、「立班垂示式」と呼称し、
 国宝舍利殿で法話を行い、禅客が著語を付すようである。なおここでは、その儀礼内容ではなく、名称の由来のみを
 論じる。

先に、上堂(秉払)における垂示でも示したが、「秉払」において秉払人は、索話を唱え、続いて問答を行う。こ
 の索語は、垂語・垂示と同意とされる。

いずれにせよ、垂示の後に問答・提綱・自叙・謝語が行われていたのであるが、現状では「垂示」のみ行うよう
 ある。

しかし、こうした次第は、江戸期の僧伝にも確認できる。『統禅林僧宝伝』第一輯・巻中、翠巖從真(1683-1772)
 伝には、

時に三十八、花園に昇版し、垂示して云く、(以下、略)(p.51)

とあり、垂示の内容は記されるが、問答(商量)の記録は無い。また先に記した『太平山諸寮日看』にも「(商量)
 或ナシ」と示されることから、曹洞宗寺院においても垂示(本則の提示)のみで問答が行われない場合が想定されて
 いる。

以上の様に、乗払を重視しながら、儀礼としては「垂示」のみが行われていた江戸期の事例を参照して、後年現在の儀礼・次第へと定めて行ったのであろう。その儀礼内容の変遷については妙心寺派にて研究・確認されることを希望する。

また、『黄檗清規』「礼法章第八」「立僧乗払」の項目がある。そこには、「立僧、乗払提唱下座」(T82778a)と記されるのみで、問答の記述はない。この儀礼の内容を直接参照したとは断定できないが、明末には乗払に際して提唱のみで問答が行われていなかった事と、「乗払」から儀礼の変化を試みていた臨済各派がこうしたものを参考にした可能性が想定されることを指摘しておく。

④ 転版式—建長寺派

これに対して建長寺派では、「転版式」を行う。その儀礼内容・次第についての詳細は述べないが、その名称の意味を確認しておく。転版式に先立つ用例として、「前版に転ず」という表現が、建仁円旨(1294—1364)伝「元の至順庚午を以て回り、円覚の後版を任い、建長の前版に転ず」、建長等益(1327—1405)伝「又た福山に回り、前版に転ず」⁽⁴¹⁾に確認できる。

さらに江戸期、懶翁玄東(1613—1676)伝(『続禅林僧宝伝』第一輯・卷上 p238)には、「故に敢えて花園に転版せず」という用例が確認できる。

同様の記述が、大英以寂(1656—1703)伝(『続禅林僧宝伝』第一輯・卷上 p301)、鉄山文英(1805—1858)伝(『続禅林僧宝伝』第一輯・卷下 p692)、に確認できる。

以上の事例より、転版とは後版から前版へ、つまり後堂首座から前堂首座(第一座)へ転ずること(転位)の意と思われる。本来ならばここで乗払を行うが、先の伝記資料では明らかではない。現在では、垂示に準じる香語を述べ⁽⁴²⁾る。名称の相違が何故生じたかは、不明である。妙心寺派、若しくは円覚寺派との違いを意識した結果であろうか。

最後に、『近世禪林僧宝伝』・卷上、道鏡慧端(1642-1721)伝を示しておく。

後、宝曆己卯二月に至り、鵠林老漢(白隠慧鶴)、師の法位を妙心第一座に昇らしめ、道鏡慧端禪師と号す。(p13)
道鏡慧端は、白隠の弟子で、死後に妙心寺「第一座」を追贈されたのである。江戸期妙心寺派における第一座の重要性が改めて確認できる記録である。

おわりに

首座という僧堂の役職の時代ごとの位置づけの変遷を通して、曹洞宗と臨済宗の捉え方の相違、現状に至る過程を改めて確認した。まとめると以下ようになる。

①首座は、修行僧の第一座(前堂首座)であり、元来は制中の配役であった。

②曾ては、他山の住持を務めた後に任命されることや複数回務めることもがあった。

③「首座」は、配役であり、法階としては「座元」であった。しかし、何時の頃から肩書として使用されるようになり、「前堂首座(第一座)」と区別された。

*「立僧首座」「名徳首座」と呼ばれる、制中配役以外の「首座」の存在が前提であると考えられる。

④首座への参学、及び首座からの受業・嗣法も行われていた。

⑤「前堂首座(第一座)」に就任にあたって「秉払」を行うのが原則であった。

*中国以来の伝統、懷奘禪師も行う。江戸期臨済宗では重要な儀式である。

⑥第一座就任の「秉払」儀礼が変化し、江戸期、曹洞宗では「法戦式」に、妙心寺派などでは後年「垂示式」になった。禪宗における「秉払(問答)」重視の姿勢は継承しつつ、両派においてその形式に相違が生じてきた。

⑦曹洞宗では、結制・法戦を行うため「首座」を配役として重視するが、臨済宗では江戸期「第一座」と区別したため、「首座」は法階としてのみ扱われるようになった。

現在の法階である、座元・首座・前堂の相違、また法戦式・垂示式・転版式の由来や変遷を知ることが、儀礼を行う上で大変重要なことと考える。

さらに禅者の伝記資料や関連文献史料を読み解く時、役職・配役・諸儀礼を現代のそれに当てはめて考えることは無理がある。今回は、首座及び秉扨を取り上げたが、それは他の役職・配役や儀礼にも該当すると思われる。

臨済宗と曹洞宗の相違、歴史的な変遷を踏まえて史料を読むべき必要性を述べ、本論のまとめとしたい。

*建長寺・円覚寺の法階及び転版式・立班垂示式については、「大鑑清規」を読む会「山名田紹山・白川宗源・采澤良晃・柳建宗・彭丹・高井正俊の各氏、妙心寺派の法階及び垂示式については、花園大学小川太龍先生より御教示賜った。(こ)に一言記して謝意を表したい。

注

- (1) 『訳注禅苑清規』曹洞宗宗務庁・昭和四七年・p124
- (2) 『本朝高僧伝』巻五八(『大日本仏教全書』103、p268上)・『律苑僧宝伝』巻一一(『大日本仏教全書』105、p254下)
- (3) 詳細な、資格・年齢・期間などの諸条件に関して は、『曹洞宗宗制』第三編・曹洞宗規程、第二章・教学部関係規程(学事課関係規程)「曹洞宗僧侶
- (4) 教師分限規程」参照。
- (5) 禅文化研究所『新修 禅家書鑑』第四章「差定・役配」
- (6) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』講談社・昭和五八年。以下、頁数は本書の該当頁。なお、原典にまで遡っては確認を行っていない。
- (7) 拙著「翻刻・聴松院蔵『大鑑清規』」(鶴見大学仏教文化研究所紀要)第五号・p111

- (7) 前註 p113
- (8) 柳田聖山編・禪学叢書之八『勅修百丈清規左臚』
卷上 p622
- (9) 『禪林象器箋』三才書院 p228
- (10) 藤田琢司『訓読元亨積書』卷六・禪文化研究所・
平成1111年 p137
- (11) 注1「結夏」p90。『校定清規』二十七進退兩班(附
進退侍者請名徳首座)(Z1127b)・二十八請立僧
(Z1129a)。『禪林象器箋』「第七・職位門」など。
- (12) 注1 p101
- (13) 『禪宗清規集』臨川書店・平成116年 p703
- (14) 前註 p702
- (15) 伊藤幸司『中世日本の外交と禪宗』「第一部 室
町幕府の外交と禪宗・二 文明期の遺明船と取籠
首座」吉川弘文館・平成14年 p36
- (16) 『鎌倉市史』史料編第1 p440
- (17) 東漸建易『叢林拾遺』、拙著「翻刻・京都大学文
学部図書館蔵『叢林拾遺』(東漸和尚畧清規)」(『鶴
見大学紀要』第三八号・第四部、二〇〇一年三月)。
「仏涅槃・列拜位之図」p105上、「秉扨管待方丈
茶図」p122下、「入院開堂私記・山門配図」
p142上。
- (18) 拙著「翻刻・龍谷大学蔵『南禅諸回向』」「修正看
經榜式」の配役(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』
第一一1号、二〇〇八年11月) p148
- (19) 拙著「翻刻・京都大学文学部図書館蔵『南禅清規』
(一)」「修正看經榜」の配役(『鶴見大学仏教文化
研究所紀要』第一五号、二〇一〇年11月)、p165
*南禅寺「修正会」における同趣旨の資料
能仁晃道『訓読近世禅林僧宝伝』禅文化研究所・
平成一四年。以下、『近世禅林僧宝伝』・『統禅林
僧宝伝』は本書の該当頁。なお、『近世禅林僧宝伝』
は明治一三年(1890)、『統禅林僧宝伝』は昭和
一三年(1938)成立である。
- (20) 白川宗源「建長寺及び諸塔頭に現存する古位牌の
収集と分析」『第七期大三輪龍彦研究基金』特定
- 館蔵『南禅清規』(一)」「鶴見大学仏教文化研
究所紀要」第一四号、二〇〇九年三月)。「寢堂
茶湯之図」p161・「念誦巡堂之図」p169・「列拜
位之図」p173・「列拜位之図」p184・「浴室図」
p192・「啓建楞嚴勝会之図」p200・「戒臘牌之図」
p202。『南禅清規』、拙著「翻刻・京都大学文学
部図書館蔵『南禅清規』(一)」「鶴見大学仏教
文化研究所紀要」第一五号、二〇一〇年三月)。
『盂蘭盆会配位図』p69、等。

- (21) 非営利活動法人・鎌倉考古学研究所（令和三年）
昭和修訂『曹洞宗行持軌範』昭和六三年・曹洞宗
宗務庁 p14
- (22) 『大日本仏教全書』103・p610 上
- (23) 『住山記』大本山總持寺・平成十三年
- (24) 『曹洞宗全書』語録三「永福面山和尚広録」卷
一六 p819 下
- (25) 『宗教制度調査資料』第十六輯「江戸時代宗教法
令集」 p12
- (26) 拙稿「瑞世考」『曹洞宗総合研究センター学術大
会紀要』第23回・令和四年発行予定
- (27) 横関了胤『江戸時代洞門政要』 p109
- (28) 同右、p107
- (29) 栗山泰音『總持寺史』「第一篇・出世史、第二節・
總持寺出世官金と公文請狀の判形」 p235
- (30) 拙稿・武井慎悟「總持寺祖院藏『住山記』のこゝ
つ」（一）『鶴見大学仏教文化研究所紀要』卷
二四号・平成三二年
- (31) 拙稿「正法寺藏『夏冬首座記帳』」（『鶴見大学仏
教文化研究所紀要』卷二四号・平成三二年
- (32) 注5、p39
- (33) 注5、p41
- (34) 注6、p94
- (35) 注6、p76
- (36) 『原文対照現代語訳道元禪師全集』卷16春秋社。
p229
- (37) 『曹洞宗全書』卷四「清規」 p279 上
- (38) 拙稿「法戦式について」『宗学研究』第45号・平
成一五年
- (39) 注37、p734 上
- (40) 『本朝高僧伝』卷三十・「大日本仏教全書」102・
p415 下
- (41) 『本朝高僧伝』卷三十七・「大日本仏教全書」
103・p512 上
- (42) 『建長寺—そのすべて』白川宗源「転版式」・かま
へ春秋社・平成二八年 p100

（鶴見大学 仏教文化研究所 客員研究員）